



運営員会活動報告と 今後の活動方針



司法支援建築会議
運営委員会委員長
小野徹郎

学会活動の社会貢献の大きな柱として2000年に司法支援建築会議が発足して10年が経過しようとしています。その間、当会議は、最高裁判所との連携を軸として様々な活動を行ってきました。その活動に関して法曹界から高い評価を頂いています。これも歴代の運営委員長を始めとする先輩諸氏の努力のお陰で、そのことに対し高い敬意と御礼を申し上げます。今後は10年を節目として新たなステップに踏み出したいと思っており、その方針も織り込んだ活動を既に開始しています。今後とも活動への会員各位のご協力をお願いいたします。

さて昨年度、運営委員会は6回開催し、主として活動全般の企画・運営を行いました。また傘下の支援部会（部会長：田中淳夫）、調査研究部会（部会長：松本光平）、普及・交流部会（部会長：柿崎正義）、修補工事費見積り検討小委員会（主査：池永博威）は、具体的な司法支援会議活動を実施してきました。以下、運営委員会の主な活動と今後の取り組むべき課題を要約します。

1. 司法支援建築会議会員の増強

10年が経過して会員の高齢化が進み、裁判所への鑑定人・調停委員候補者の推薦にも支障をきたしかねない状況です。このため会員の若返りをはかり事業を継続的に発展させるために、2010年2月に本会の理事、支部長、常置調査研究委員会委員長、運営委員会委員に対して会員候補者の推薦を依頼しました。その結果新たに140名ほどの司法支援会議会員を委嘱しました。

2. 地方の法曹界と当議会議員の交流の場の検討

最高裁判所と連携を取りながら地方裁判所との交流を進め、地方の当議会議員の活動の活性化を検討し具体的に推進しました。東海地区をモデルケースにして、名古屋地裁と東海地区の当議会議員との交流を始動しました。

3. 裁判所との情報交換

東京地裁「建築関係訴訟検討会」が開催され、調停委員、鑑定人等の運用に関する事項、裁判所と当議会議との

協力体制醸成の方途、地方裁判所に対する司法支援のあり方等について運営委員会委員と東京地裁との意見交換をしました。

最高裁「建築関係訴訟委員会」が開催され、同委員会設置10年を迎え今後の活動のあり方、建築界と法曹界とのネットワーク構築、建築紛争の専門的知見を備えた弁護士育成、紛争解決手続の合理化等について意見交換をしました。

3月、最高裁「若手の会」（仮称）が発足しました。今後定期的に懇談会を開催し、建築紛争の背景や建築訴訟の審理の合理化等について具体的な対応策まで含めた実質的な議論を行います。

4. 今後の取り組むべき課題

当会議が10年を経たことを契機に、これまでの活動の評価を踏まえて今後の取り組みを議論し、新しい世代に対応した活動を行います。建築雑誌に継続的に10周年の特集を組み、当会議のこれまでの活動とその内容を本会会員に広く伝え、当議会議員の支援のもと、これまでの10年の活動を基礎に、今後の活動を社会に根付いたものにしていきます。具体的には、1) 次世代への活動の継承と新たな会員強化、2) 地方組織の体系化と地方会員の活躍の場の確保、3) 訴訟関係の研究の推進と学会活動へのフィードバック、の3つを大きな柱として活動します。

（梶山女学園大学教授・名古屋工業大学名誉教授）

部会・小委員会活動報告

○支援部会

部会長 田中淳夫

司法支援建築会議の位置付けは建築紛争の解決に当たっての裁判所との連携にある。当議には、全国の地裁、高裁から最高裁を通して事件の性格に応じた鑑定人の推薦が求められる。その場合、支援部会では依頼内容を精査し、専門性に合った鑑定人の候補者を選出して最高裁に推薦してきた。最近1年間（2009年6月～2010年6月）に鑑定人の推薦依頼は9件あり、その全てに適切な鑑定人を推薦している。最高裁はこの件について当議を大きな拠り所としており、依頼件数は本年特に大幅に増加している。

また、建築紛争の解決手法の重要な分野である調停を担当する調停委員についても、東京地裁ならびに大阪地裁から毎年候補者の推薦依頼がある。この件についても当議会員の中から専門性を考慮して適切と考えられる



候補者を選出して推薦している。ちなみに最近1年間(2009年7月-2010年4月)に推薦した調停委員の候補者数は、東京地裁で新任20名、再任34名であり、大阪地裁は新任2名、再任6名である。

(田中淳夫研究室・宇都宮大学名誉教授)

○調査研究部会 部長 松本光平

調査研究部会は、公的鑑定および調停の実施報告書を会員から提出していただき、これらを基礎として、建築に関する各種の紛争事例、争点等を対象として、調査研究を実施し、建築紛争の予防と合理的、迅速な解決に役立つ情報を得ることを目的として活動している。最近、景気の長期にわたる停滞の中で、一方の当事者は早期の決着を望み、他方の当事者は引き延ばしをはかる事案が多い印象がある。そこで建築紛争の調査研究課題は広範囲に及ぶと考えられるが、正確な事実関係を把握することが困難で、期待に十分に答えることは容易でない。

現在、当部会では、頭書の目的を実現するために、以下の事業を中心に調査研究を進めている。

(1) 会員から提出された鑑定、調停実績報告書により、データベース「より良い建築のための失敗の博物館」の充実 (2) 代金の定めのない設計契約における設計工事監理報酬の定め方の検討 (3) 施主の事情により解約された設計工事監理契約における報酬の定め方の検討。

(明海大学名誉教授)

○普及・交流部会 部長 柿崎正義

普及・交流部会の活動は、司法支援建築会議の成果を公表して、当会議会員・学会会員等を対象に啓発することを目的としている。次に2009年度の活動経過と2010年度の活動業務の概要を報告する。(1) 会報の発行：2009度は8月、今年は9月を予定。(2) 講演会：2009度は12月16日「建築紛争における受忍限度」と題して建築会館ホールで開催(詳細は後述参照)。(3) 建築紛争フォーラム：目的は地方の裁判所の判事と当会議会員、学会会員が交流を深めると同時に、建築紛争の問題を解決するように努めて、社会貢献に繋げることにある。①第1回は、「地震と建築紛争」をテーマに、2009年8月28日の大会期間中に東北学院大学で開催(詳細は後述参照)。(2)第2回は、「戸建て住宅を巡る建築紛争」のテーマで2010年9月11日「富山県民会館」で開催(詳細は予告参照)。(4) 建築関係事件研究会：本研究会は東京地裁が継続的に開催しており、講師は学会の当部会から推薦している。2009年度は「木造の瑕疵、建築物の火災、基礎工法の選択、戸建住宅の意匠設計」の4つのテーマについて開催された。(詳細は予告参照)。(5) 各地方裁判所および建築士会への協力：横浜地裁へ中井檢裕氏およびさいたま地裁へ井上勝夫氏・坊垣和明氏を講師として推薦、また岐阜・静岡両建築士会へ宮本慶中氏、柿崎正義氏、井上勝夫氏

を講師として推薦。

(株クォリティー副会長)

○修補工事費見積り検討小委員会 主査 池永博威

調停委員や鑑定人の作業において、瑕疵とされた場合の修補費用の見積りが、各自の判断で十分な客観的な資料がないままで行われている。そこで、当小委員会は瑕疵に伴う修補費用を算出する際の指標になるものを作成する作業を行っている。

具体的には、例えば戸建住宅、集合住宅および一般の事務所建築に分けて、各種の修補とそれにかかる費用の実態を調べ、材料費、労務費、外注費および経費が一般の新築工事費と比べてどの程度割高になるのか、何が影響してどれくらい割高になるのかを分析し、修補を想定してさまざまな方法で算出した費用について妥当性を検証している。

成果物には、修補費用を精算により合理的に見積る方法のほか、概算により能率的に見積る方法についても示し、学会で発行した「建築紛争ハンドブック」の内容を補填する修補費用見積りの指導書としてまとめることを目指している。また、できるだけ多くの見積り算出の事例を載せ、参考になる積算資料を付録に掲げるように考えている。完成は2012年3月を予定している。

(千葉工業大学教授)

最高裁判所「建築関係訴訟委員会・同分科会」報告

最高裁判所建築関係訴訟委員会
特別委員 山本康弘

平成22年3月12日(金)10時より、最高裁判所中会議室において標記委員会および分科会が開催された。議長は岡田恒男氏、事務局は林道晴民事局長である。

最高裁事務局より資料の説明があり、最近の建築裁判の全体的な説明があった。建築訴訟は建築請負代金関係がかなり多く、建築瑕疵損害賠償事件がそれに次ぐ状態である。また、建築裁判での鑑定件数は減少しているが、専門委員関与の件数が増加していることなどが報告された。

続いて、当委員会の実績・成果と今後の普及・発展について意見の交換がなされたが、日本建築学会では、調停委員の推薦に協力するとともに建築紛争に関する調査・研究を行っているが、若い世代への広がりや、地方の司法支援建築会議会員の活性化や、地方単位で裁判所との意見交換を出来るようにしたいとの意見が出された。また最高裁でも建築界の若い世代の方々から意見を聞く会を設けるとの報告があった。

次に、建築業界における客観的証拠(書類)作成の慣行を育成することについての意見が交わされた。契約書については「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款」や「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」があり、使用を奨励するとともに追加工事の契約約款が必要であることや、建築業界でのこれらの契約約款

についての教育が急務であるとの意見が出された。また、建築紛争の専門家の育成についても意見が出され、東京地裁で844件について調査分析したところ、木造関係や設備関係の専門家が不足していることがわかった。これに対応して、本会では全国的な大会を通じて司法支援活動への参加を呼び掛ける、また常置調査研究委員会に対しても会員の推薦をお願いしているなどの報告があった。さらに、建築紛争に対する専門的弁護士が非常に少ないのでその育成が必要であることや、各弁護士会の住宅紛争審査会では、建築士を招いて勉強会を行っているが、それぞれの分野の専門家が調停委員や専門委員さらに鑑定人として公正な立場で関与していく現状の方法を進めるべきである等の意見が出された。この他、建築訴訟の解決手続の合理化の一環として、瑕疵修補のための損害額の確定に多くの労力が必要であり、その積算方法のガイドラインが必要であること、さらに訴訟になる前段階で、中間的に建築家や弁護士のアドバイスが得られる仕組みが望まれる、等の意見が出された。

(元・東京都立大学教授)

2009年度大会「建築紛争フォーラム」報告

普及・交流部会委員 宮内靖昌

日時：8月28日(金) 13:30～17:00、会場：東北学院大学、司会：柿崎正義((株)クオリティー)、副司会：丸山一男((株)アミック)、コーディネーター：田中礼治(東北工業大学)

1. 主旨説明

小野徹郎(梶山女学園大学)：日本建築学会大会に合わせて初めてフォーラムを開催した。地震被害により生じる多くの建築訴訟に対し、いかなる支援活動が可能か討論されることを期待している。

2. 基調講演

大森文彦(大森法律事務所)：建築紛争とは、設計者や施工者に瑕疵担保責任があるかどうかを争点とするものであり、地震被害はそのような紛争のきっかけの一つである。建築紛争では、本会の発行した基・規準類が瑕疵であるかどうかの判定基準に使われることがあると認識して作成することが重要である。

3. 主題解説

次の3つの主題に関して、それぞれの解説者から、事例を用いて建築紛争の争点が紹介された。

- (1) 構造：三橋博三(東北大学)
- (2) 基礎・地盤：中居浩二(復建技術コンサル外)
- (3) 修補：中村龍造(NRS中村建築事務所)

4. パネルディスカッション

3名の主題解説者から、宮城県で巨大地震による被害が生じた場合、建築紛争が一時期に起こる可能性があり、早期に解決を図るためには、紛争解決の事例の収集・蓄積、法曹界と建築界の共通理解の構築と連携、地元の建

築技術者によるネットワークの構築が必要であるとの意見があった。

パネリストの畑一郎(仙台地方裁判所)からは、今後予想される地震被害に対し、臨機応変な対応ができるかどうかが重要であると強調された。また、パネラリストの千葉晃平(吉岡和弘法律事務所)からは、被害を受けた建物が違法建築物であったかどうかが問われることがあるが、証拠が無くなってしまっている場合が多い。会場の鈴木計夫(大阪大学名誉教授)からは、集合住宅では修補するか建て替えるかの紛争が多くなると思われるなどの意見があった。

宮城県に限らず、地震被害による建築紛争(非日常的)の支援体制を確立するためには、まず日常的な問題に対して支援体制を確立する必要があり、そのために司法支援建築会議によるネットワーク作りが重要であるとの指摘があった。長谷川寿夫(北海道地区司法支援建築会議幹事)から北海道支部での活動状況が報告された。最後に、有馬賢(相模原市設計協同組合)より本フォーラムのまとめが報告された。(詳細：建築雑誌2010年2月号)

(竹中工務店技術研究所主任研究員)

第10回講演会「建築紛争における受忍制度」報告

普及・交流部会委員 宮内靖昌

日時：2009年12月16日(水) 13:30～17:30
会場：建築会館ホール、司会：宇於崎勝也(日本大学)、副司会：有馬賢(相模原市設計協同組合)、総合討論司会：柿崎正義((株)クオリティー)

1. 開会挨拶

小野徹郎(梶山女学園大学)：

「受忍限度」は、「被害の程度が通念としてがまんできる限度」とあり、極めて感覚的で、線引きが非常に困難であると思われる。本講演会がそのような訴訟の解決に役立つことを期待する。

2. 基調講演：「訴訟における受忍限度について」

河野清孝(東京地方裁判所民事第22部総括判事)：受忍限度という言葉は判例法理が使っている概念であり、社会通念上逸脱した権利の行使は許されないとする判断の基準となるものである。しかし、定量的に断定できる尺度ではなく、文化や地域性、公共性などを総合的に考慮して、軽重度合いに基づき個々の事案ごとに検討するしかないものである。

3. 事例報告：「環境条件の受忍限度」

1) 景観権：丸山英気(千葉大学名誉教授、弁護士)

2006年3月に判決が出た国立マンション事件を通じて、景観権とは何かを検証した。景観権は、それぞれの関係者の価値判断により差止めや損害賠償などの結論は異ならざるを得ないが、こうあるべきだという考えがでてくることを期待している。

2) 風害：中村 修（風工学研究所代表取締役所長）

建物が新たに建設されたことによる風速増減率は、何倍になれば受忍限度を越えるか定まらないため、この値で受忍限度を決めることはできない。そこで、風速の発生する割合を用いる評価手法が紹介されたが、判断のレベルは明確に明文化されていない。住民感覚とのずれを無くするための評価指標の見直しおよび受忍限度の明確化などが課題である。

3) シックハウス：田辺新一（早稲田大学教授）

シックハウスに関する裁判事例は増加しているが、多くは和解しており、内容が公表されない場合が多い。そのような状況の中、元加賀小学校の事例が紹介された。シックハウスの問題は、解決の条件が明確でなく、規定した法律もない抽象的な問題であり、総合的な見地から解決することが必要な場合が多い。

4. 総合討論

景観に対する価値観および風害、シックハウスなどの個人差と受忍限度の関係などの質問が多くあった。受忍限度では通説や国民の意向が判断の基準になることもある。裁判官は可能性のあるものをすべて考慮して、その限度を判断しているとの回答があった。

5. まとめ

丸山一男（株）アミックより、講演会のまとめが報告された。（詳細：建築雑誌 2010年5月号）

（竹中工務店技術研究所主任研究員）

2010年度建築紛争フォーラム(予告)

富山では建築紛争が話題になることは多くはないが、リフォーム詐欺が全国的に広がった2007年以降、消費者意識の高まりを受け、建築紛争は増加の傾向にある。富山は全国的にも有数の戸建て住宅が多い地域である。今回、日本建築学会大会が富山市で開催されることから、特に地方の戸建て住宅紛争の特徴を分析し、建築や法律の専門的立場から意見交換し、「施主と設計者（設計料を巡る紛争）、施工業者（瑕疵・追加変更工事等を巡る紛争）」を主題としたフォーラムを開催し、建築紛争を未然に防ぐ手だてを考えるものである。

共催：日本建築学会北陸支部・日本建築学会司法支援建築会議・とやま住まい情報ネットワーク

日時：2010年9月11日(土) 13:30～17:00

会場：富山県民会館304号室（富山市新総曲輪4-18）

基調講演：戸建住宅建築紛争の特徴と未然防止：宮澤健二（工学院大学）

事例報告：

- 1) 住宅構造：後藤正美（金沢工業大学）
- 2) 基礎・地盤：上田邦成（上田建築設計事務所）
- 3) 室内環境：原 英高（建築科学研究所）
- 4) 契約（施主・設計者・施工業者）：島谷武志（弁護士・島谷法律事務所）

第11回講演会「建築紛争の現状と課題」 ～住まいに関する調停委員の活動を中心に～(予告)

本講演会は調停委員の活動に絞って、ベテラン調停委員から最近の事例をもとに苦労した点や工夫した点をお話いただき、司法支援建築会議の活動の中心である調停委員の推薦についての認知度を高め、その活動を知っていただく機会にしたい。

主催：司法支援建築会議

日時：平成22年11月5日（金）13:30～17:00

会場：建築会館ホール

基調講演：「建築事件分類調査」をもとにした調停の傾向：河野清孝氏（東京地裁民事22部）

事例報告：

- 1) 設計契約、工事請負契約及び設計契約以前の業務における業務費の未払い等
松原忠策（松原建築D・I研究所）
- 2) 地盤・基礎の設計・施工に関する損害賠償と請負代金の未払い
藤井衛（東海大学）
- 3) 「些細な瑕疵」における損害賠償と請負代金の支払い
秋野卓生（匠総合法律事務所）
- 4) 追加工事、設計変更工事における請負代金の支払い
坂本廣身（坂本廣身法律事務所）

平成22年度東京地裁「建築関係事件研究会」

開催場所：東京地方裁判所

開催時間：16時30分～18時30分

●第50回 「大規模建築の設計の実際について」

期日 平成22年6月14日（月）

講師 大井清嗣（株）建築支援

●第51回 「木造住宅の施工手順について」

期日 平成22年7月7日（水）

講師 鈴木義昭（財）住宅保証機構保証審査部参事

●第52回 「住宅における結露について」

期日 平成22年10月7日（木）

講師 土屋喬雄（元・東洋大学教授）

●第53回 「鉄筋コンクリート造・鉄骨造建物の構造について」

期日 平成22年11月10日（水）

講師 壁谷澤寿海（東京大学教授）

【編集】司法支援建築会議運営委員会 普及・交流部会
部長 柿崎正義

委員 有馬 賢 飯田恭一 稲葉 実
宇於崎勝也 角陸純一 都甲栄充
丸山一男 宮内靖昌

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20
社団法人 日本建築学会司法支援建築会議

【発行人】佐藤 滋
TEL.03-3456-2051 FAX. 03-3456-2058
http://news-sv.ajj.or.jp/shien/s0/
Mail:shiho@ajj.or.jp